

高齢者への虐待防止と高齢者の尊厳保持に向けて（会長声明）

2019年12月に厚生労働省は、平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく対応状況調査結果を公表しました。

調査結果によれば、養介護施設従事者等による高齢者虐待が大幅な増加（前年比 21.8%増）となっており、高齢者の生活を支える立場にある福祉の担い手による虐待が深刻な状況にあることが明らかになりました。また、長野県内においても、9事業所（施設）での高齢者虐待が認定されています。

国は、2006年4月に高齢者の尊厳保持と高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護などを定めた高齢者虐待防止法を施行しました。

高齢者虐待防止法では、老人福祉法や介護保険法に規定する養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者による高齢者虐待を定義づけ、事業者に対し、虐待を発生させない事業所・施設づくりに向けた研修の実施、虐待防止等の措置を講ずるものとしています。

しかし、2019年12月の新聞報道によると、長野県内の老人福祉法に基づく有料老人ホームの要件を満たしたサービス付き高齢者住宅において定員超過に加え、利用者7人に対する身体拘束による高齢者虐待が発生したことが明らかとなりました。

福祉サービスを必要とする高齢者には、身体機能や認知機能の低下により、虐待等の権利侵害を受けても、自ら助けを求め、または逃げ出すことができない状況にある人もいます。

さらに、介護無くして生活できない状況に置かれていることも少なくなく、高齢者への虐待はこうしたサービスを提供する側と受ける側の力関係の差によるところもあり、許すことはできません。

一方で、介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い水準で推移しており、供給よりも需要が上回る人材不足^{*}が生じ、無資格者に頼らざるを得ない福祉現場の実態もあります。人材不足は、従事者等を疲弊させるばかりか、余裕のない介護や支援に繋がり、不適切な介護の連続から結果的に虐待を誘発する要因ともなります。さらなる福祉・介護人材の確保に向けた施策に取り組む必要があります。

また、福祉従事者としての倫理、介護技術や認知症に対する理解などの十分な教育を受けないまま、過重な業務を担い、精神的・技術的なサポートも受けられない職員にとっては、高齢者との接し方や適切な介護方法などが分からず、虐待として表面化することもあります。虐待の発生要因は、虐待をした従事者個人の問題のみならず、高齢者福祉に携わる法人や事業者、管理者が施設全体の問題として捉えることが重要です。

適正な介護サービスを提供する上で、理念や方針を明確にし、利用者に対する虐待防止と尊厳を保持（人格尊重）することは、利用者保護の観点からだけでなく、事業者自身の立場の明確化と保護の観点からも極めて重要であり、このことは介護保険法でも規定されています。

私たち長野県社会福祉士会は、養介護施設従事者等による虐待の発生状況や県内での虐待事案に対する報道を重く受け止め、社会福祉士の倫理綱領に従い、「高齢者虐待は高齢者への最大の権利侵害である」という認識のもと、高齢者虐待防止法や介護保険法で規定する「高齢者の尊厳保持」の実現を目指して、高齢者虐待対応研修やキャリア形成訪問指導事業、長野県弁護士会との協定に基づく虐待対応専門職チーム派遣等の事業に、より一層積極的に取り組んでいくことをここに声明します。（※厚生労働省「福祉・介護人材の確保に向けた取組について」より引用）

2020年1月14日

公益社団法人長野県社会福祉士会
会長 萱津 公子